



## 令和元年度企業主導型保育事業子育て支援員研修事業委託に係る 企画提案募集要領

子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号、第三次改正 平成31年3月29日子発0329第14号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の2に定める企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する基本研修及び専門研修（地域保育型）について、委託により実施することとし、下記のとおり企画提案を募集します。

### 記

#### 1 事業名

令和元年度企業主導型保育事業子育て支援員研修事業

#### 2 業務内容

別添「令和元年度企業主導型保育事業子育て支援員研修事業委託仕様書」のとおり

#### 3 委託契約期間

委託契約締結の日から令和2年3月31日まで

なお、契約期間の途中で企業主導型保育事業の実施機関が変更となった場合には、内閣府の指示の下、新たな実施機関との間において、委託契約を結ぶものとする。

#### 4 委託料の上限

64,694千円（税込み）

#### 5 参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けていない者であること（復権を得ている者を除く）
- (2) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。  
なお、企画書の提出時に、保険料納付に係る申立書（別紙1）を提出するものとする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げられていない者であること  
なお、企画書の提出時に、誓約書（別紙2）暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出するものとする。
- (4) 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。



## 6 スケジュール

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 公表・配布       | 令和元年 8月23日 (金) |
| (2) 説明会         | 令和元年 9月 3日 (火) |
| (3) 企画提案書提出期限   | 令和元年 9月20日 (金) |
| (4) プレゼンテーション   | 後日、日程調整        |
| (5) 審査結果通知 (予定) | 9月下旬           |

## 7 募集

募集要領及び仕様書を公益財団法人児童育成協会のホームページに掲載します。

## 8 説明会

- |        |  |
|--------|--|
| (1) 日時 | 令和元年9月3日 (火) 午後3時～午後4時   |
| (2) 場所 | 公益財団法人児童育成協会 会議室<br>〒150-0011東京都渋谷区東2-2-1 4ロゼ氷川6階  |
| (3) 申込 | <u>9月2日 (月) 午後5時まで</u> に次の事項を記載したメールを<br><問い合わせ先>アドレスまでお送りください。<br>①タイトル：子育て支援員研修事業委託説明会申込<br>②本文：事業者名、担当者名、参加人数（2名まで）、電話番号、メールアドレス（送信メールアドレスと異なる場合） |

## 9 企画提案書の提出

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | ① 保険料納付に係る申立書（別紙1）、誓約書（別紙2）<br>② 企画提案書（別紙3）<br>※企画提案段階の案を記載してください<br>③ 所要額内訳書（別紙4）<br>④ 法人概要（別紙5）<br>⑤ 類似業務の請負実績がある場合は、その実績が分かる資料 |
| (2) 提出期限 | 令和元年9月20日 (金) 正午まで (必着)   |
| (3) 提出場所 | 提出書類を公益財団法人児童育成協会へ持参または郵送   |
| (4) 提出部数 | 6部 (※1部正本とし、残り5部は複写で可)  |

## 10 審査

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行います。プレゼンテーションは1企画15分程度を予定しています。参加者は各団体2名まででお願いします。



## 1.1 契約

公益財団法人児童育成協会の規定に基づき、委託契約を締結します。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、詳細は研修事業受託者と協議して決定します。

## 1.2 その他留意事項

- (1) 提案に必要な経費は、提案者の負担とし、提出書類は返却しません。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 本事業のために新たに作成した資料等の著作権は原則として公益財団法人児童育成協会に帰属します。
- (4) 特許権及び著作権等のあるものを企画案に利用する場合には、事前に権利者の承諾を得ること。
- (5) 受注者は、契約の完了まで責任を持ち、定期的に発注者への進捗状況の報告を行い、契約書のとおり履行すること。

<問い合わせ>

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部

電話：03-5766-3801 E-mail：[syoukai@kigyounaihoiku.jp](mailto:syoukai@kigyounaihoiku.jp)